

会議の名称	議会改革特別委員会	開催月日・令和4年9月26日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後11時24分
出席者	野口 佳宏 糟谷 玲子 柴田 喜朗 安井 智子 花村 隆	
欠席者	星野 明	
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長、大下議会総務課課長補佐、中村同課主任	
協議事項	<input type="radio"/> タブレット端末について <input type="radio"/> その他	

野口委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。本日の協議事項はタブレット端末についてであります。最初にタブレット端末の本格導入に向け、何らかのルールが必要ではないかのご意見がありましたので、県内3市、飛騨市議会、関市議会、美濃加茂市議会での状況と、羽島市議会においても決めておくべき方向性について、協議をいたしたいと思っております。お手元に配布をしておりますこの比較表と各3市のタブレット端末の使用基準、申し合わせ事項、使用規定がございます。説明はありますか。

議会総務課課長  
補佐

早速ではありますが、今日お配りさせていただいた資料の説明を少しさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。先般の協議において、他市がどのような基準を設けているかということによって調べるということになっておりましたので、3市調べさせていただきました。飛騨市、それから美濃加茂市、関市から取り寄せさせていただいたものがA3、A4版でお配りさせていただいております。それともう一つは、取り寄せさせていただいた3市のものと、現在タブレットについては、羽島市議会では一応持ち込みができるようになっておりますので、その関係で最低限取りまとめた申し合わせ事項がありますので、私どもで今申し合わせしている事項と4つをある程度共通する項目を立てさせていただいて、並べさせていただいております。早速であります、A3版の比較表をご覧いただきたいと思っております。主な項目ということで、例えば目的だとか端末の貸与についてどうかということ、縦で項目を並べさせていただいて、横の関係で飛騨市、関市、美濃加茂市、羽島市という形で右から左へ並べさせていただいているという形になっております。ここで並べさせていただいたところは、とりあえず3つのところで共通するところまず立てさせていただきつつ、あとは例えば3-2のところ、使用の範囲について明示的に書いているところが飛騨市になりますとか、次のページ、一番最後6番、7番のところになりますが、費用負担というところで、費用負担を明示的に求めているところが、美濃加茂市、それからセキュリティ対策について、市が行う保全措置に対して協力をきちっとしてくださいということを書いたところが美濃加茂市というような形で、1市だけ特に目立つところなども見ていただけるような形で構成させていただいております。

	<p>す。なので、一番右側、羽島市議会というところで比較したときに、私どもで、現在決めさせていただいているところ、運用しているところと、これから空欄のところに関しては盛り込んでいくべきかどうかというところで比較をしていただければありがたいと思っております。以上です。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございます。事務局にちょっとお聞きしたいんですけど、とりあえずこのA3の方のこの比較表を見ながら、1から7まである程度、この3市を比較して、こういう方向性がいいというようなどころまで決めればいい。</p>
議会総務課課長補佐	<p>そういう形であればと考えております。</p>
野口委員長	<p>ではすみません、今日初めてご覧いただいた委員ばかりだと思いますので、ちょっと一つずつ見ていきたいと思っております。まず初めに、この主な項目の1番、目的から行きたいと思っております。今羽島市議会のIT機器使用の申し合わせ事項に関しては、本会議、委員会及び羽島市議会会議規則第165条に規定する協議又は調整を行うための会議ということになっておりますけれども、この目的のところでは何かご意見ございますか。他の3市を参考にして、似たような感じではあるんですけど、飛騨市議会さんでいくと、その他の議員活動と書いてある、あとはある程度網羅されているのかなと思っておりますけれども、美濃加茂市さんでいくとその他議長が指定する会議になっているので。</p>
議会総務課課長補佐	<p>一言だけすみません、先ほど委員長お話いただきました飛騨市議会のその他の議員活動というところで少しだけお話させてください。これの関連する項目の例えば3-2、仕様の範囲というところの会議以外の飛騨市の項目を見ていただけるとありがたいのですが、例えば会議以外の議員活動における使用、啓発活動や、行政視察の関係ですね、飛騨市の場合、もう一つは災害時の緊急情報の伝達というところの2点が美濃加茂市、関市とはちょっと異なる、いわゆるその他の議員活動というところで括られているところとして見ていただけると思います。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございます。幅広くタブレットを活用しようと思うのであれば、飛騨市議会さんのような感じになるのかなというのがあります。</p>

糟谷委員	<p>今言われたように、その他の議員活動って多分あると思うんです、市民との意見交換会とか、そういうときに持っていきたくとかいろんなことがあるので、そういうところ、会議以外のその他を作っておくとありがたいなというふうに思うんです、あまり細かく議長が指定するとかするとなかなか大変ですので、その他の議員活動を入れておいて、本当にこの3-2の飛騨市さんの災害時の緊急情報伝達、これがあるととても助かるので、こういうときに使わせてもらえるとうありがたいなというふうに思います。</p>
花村委員	<p>羽島市の現状について事務局にちょっとお尋ねしたいんですけど、現状だと市役所の中しか使えないという認識でよかったですか。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>現状ではこの庁舎の中ということになっております。</p>
花村委員	<p>飛騨市みたいにするとするとそうでなくて、持ち出して家でも他の場所でも使えるというふうに考え方を考えるかどうかというところが議論のポイントじゃないかなというふうに思います。</p>
安井委員	<p>先ほどお二方がおっしゃったように、この災害時の緊急情報というのを、いつでもどこであるかわからないので、持って歩くというのであれば、家の方にもというふうで規定はこの会議場だけ、市役所だけというふうに規定はしない方がいいような気はします。やはりそれ以外にも個人責任で利用できるというような範囲があった方がいいのかなというふうには思います。</p>
柴田委員	<p>その他の部分も作って、使用の範囲の禁止事項とかでうまいことやっていけばいいのかなと。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございます。その他の議員活動も対象とすべきという意見が多数なので、この飛騨市さんの文章、飛騨市議会におけるタブレット端末使用基準1. 目的の中で、この使用基準は飛騨市議会においてタブレット端末による本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会等の会議とその他の議員活動における使用に関して必要な事項を定めることを目的とするということになって</p>

	<p>いますけれども、こういう対象というか目的でよろしいですか。庁内だけだとどうしても議会のときだけとかに限られてしまうと思いますので、皆さん言われたように災害時ですとか、即効性を持って対応する場面にもタブレットが利用できるというのは良いことだと思いますので、目的、対象については飛騨市議会さんのこの文を用いて、ルール作りしていくということよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>目的、対象については飛騨市議会さんのを参考にすると、次、2-1、これ端末の誰に、というかこれ議員やねどう考えても、一応お聞きします。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>はい、一応記入するという事で、議員と記入するという事で。</p> <p>他人へ貸すというのは、書いておいたほうがいいですか。禁止という文言は入れるということで、一応入れます。</p> <p>使用権限がなくなったとき、これは返却ということいいですか。飛騨市議会さんは返却、関市が直ちに返却、美濃加茂市議会は速やかに固有のデータを削除し、直ちに返却。</p>
安井委員	<p>固有のデータというのは、今回これに入れることはできるの。</p>
野口委員長	<p>例えばメモ機能があるので、メモ機能でメモしたことのデータとかも全部削除する、初期化するという話だと思うんですけど。</p>
糟谷委員	<p>返した場合、事務局の方で初期化するという事で、するんだったら個人的にやらなくてもいいし、どうなんでしょうね。</p>
野口委員長	<p>一応確認はするよね、事務局に返すのは間違いなくそうなんですけど、事務局さんの方でどんな対応になるのか。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>現在まだちょっと、個人的に入れられるデータがあると思うんですが、多分その中には他の人にあまり見て欲しく</p>

ないと思われるものもあるかと思しますので、それとか、多分、こちらでも見つけられないものが場合によってはあるかもしれませんので、そういう心当たりのものを削除していただければという程度かと思します。また、多分、一番ありうるのは改選のときにもう一度お渡しするという事になりますので、その時には初期化をするなりということが多分必要になってきますので、お返しいただくということが起きた時点で一応お預かりして、こちらでまた改めて使えるような状態にするということでご理解いただければということでご考えております。

糟谷委員

4年に1回そうして皆さん返されて、その時電算システムの方がどちらかで、綺麗にされちゃって、内容どういふふうにされるかわからないんだけど、その個人のところだけ出すといってもなかなかメモ書きとか写真とか大変で、全部綺麗にクリーンにされて、初期化されてやるんだったら、自分でやらなくても全部やってくさるならそれでありがたいなと思しますし、どうなんでしょう。

野口委員長

ちなみにですけど、来年例えば選挙があるじゃないですか、選挙があつて、一旦返すと、事務局にね、選挙で例えば私が落選したときは、もうそのままもちろん議員じゃないから。タブレット返すときにリセットしちゃうと、続けて当選した人はリセットされちゃったら、前のデータがない状況からゼロからの使用になっちゃうから、多分どちらかという、事務局さんが削除しなきゃいけないことになるんじゃないかなというのがあるんですけど、例えばもちろん任期中に何かあつて辞職するというときは、自らやらなきゃいけないと思うんですけど、多分確率的には4年に1回なんじゃないかなというのがあるんですけど。

議会総務課課長  
補佐

これの前提が使用権限がなくなったとき、権限がなくなるというのは今のお話にもありましたけど、身分がなくなるということがまさに権限がなくなるということになりますので、要するに権限も引き続き持たれるということでしたらここには引かかってきませんので、そういうことになるケースというのは、そんなにあることではないと思しますので、速やかに返していただいて、回収できればというところで考えていただければと思っております。

野口委員長

速やかに返却。

糟谷委員	個人的に消したければ消してもらえばいい。
野口委員長	私も正直言って初期化のやり方よくわからん。事務局さんにお世話になることが多いと思いますけど、直ちに返却ということでもいいのかな、文言的には直ちに返却ということで、関市議会さんみたいになるってこと。
議会総務課課長 補佐	関市議会のところの返却の関係は2ページ目第6条の第3項、ちょっと省きますが、権限がなくなったときは直ちに議長に返却ということで設けてあります。
野口委員長	この文言ですね、2-3については、この直ちに返却ということで行きましょう。 次、2-4管理についてです。関市議会は結構書いてあります。善良な管理者として適切な管理。情報漏洩の関係ですね、情報漏洩の関係、IDアカウント、パスワードの管理、個人情報の漏えい等があったときは速やかに。皆さんどうでしょうか、関市議会さんのように、最も当然のことなんですけど、管理するにはしっかりとこういったことはやっていかなきゃいけないということ、これ皆さんお持ちのスマホも一緒なんですけど、どうでしょう。
糟谷委員	飛騨市議会さんの議員は端末機を適切に管理すること。この一文くらいでいいと思います。細かくいっぱい書き出したらきりがないので。飛騨市議会4-1議員は端末機を適切に管理することでいいと思います。
野口委員長	皆さんどうでしょう。よろしいよろしいですか。この飛騨市議会さんの適切に管理ということで。  (異議なし)
野口委員長	次、紛失したとき、一応やっておかないといけないので、飛騨市議会さんは議長に届け出をなさいよということと、関市議会さんは紛失または破損したときはその損害を弁償する、美濃加茂市議会さんは紛失または破損したときは速やかに届け出。3市で比較してますけど、全国的に弁償って多いんですか。
議会総務課課長	全国的にというところちょっと難しいところはあるんです

補佐	<p>が、ただ設けているところの中には関市みたいに弁償というところに踏み込んでいるところと、あえてここでは明示をしていないところ、実際ことが起きたときにどういう形で、例えば補償なりでカバーされるので特に何も求めなくていいという部分であったり、あとはどういう状況で破損するか、一番いけないのが故意あるいは重過失と言われるわざとやったとか、簡単に気をつければ何とかなるというレベルで壊したという場合にどうかというところはあるかと思うんですが、個々にことが起きたときに対応するということとして、ここではあえて明示してないというところはあるかと思えます。</p>
野口委員長	<p>その他の議員活動にすると、利用の幅が広がるんですよ、あのタブレットの、となると、皆さんどうでしょう。</p>
糟谷委員	<p>このタブレットを購入するというところで、この保証とかそういうものをつけてあるかどうかによっても違ってくると思うんですけど、それで何かあったときに補償の範囲なら無料でやってもらえるとか、そういう保険みたいなのはかけられるのかどうなんでしょうね、そこがわからない。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>後の話にはなってくるかと思いますが、どういう契約でもって例えば将来的に購入なりしたときにいわゆるサポートをどこまで入れるかという話、その関係が今のところちょっと不確定要素ではありますので、ちょっとここでは何とも言えないところ、ちょっと申し訳ないところではありますが。</p>
野口委員長	<p>結局予算要望をするのであれですけど、要望するのは、ちょっと今後の話になっちゃいますけど、予算要望するときは、本体代金とか、サポートというか、も含めて一応やれるよう要望はできる。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>要望は可能です。端末代金なり、あとは設定であったり、あと1回、2回程度の使い方講習みたいなものも含めた形での委託費といいますか、手数料も込めて、それから端末保証を含めた使用料といいますか、そういうものも要望は可能です。</p>
野口委員長	<p>一応議長に届け出、何かしらを書かなきゃいけないので、紛失等したときは、この文言は絶対に要るので。</p>

糟谷委員	<p>多分そのときの状況によっていろいろ保証も違ってくると思うので、多分それが書けないというかわからないので、まずとにかく届け出なさいというふうに書かれているんだと思うので、私はこれだけで弁償とかまでは、それから個々によって違うので、と思います。</p>
野口委員長	<p>皆さんどうでしょう、紛失または破損したときは速やかに議長に届け出。この文言で一応止めておきますか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>次、3-1ですね、使用の制限です。今のところ羽島市議会の申し合わせ事項は当該会議の目的外の用途に使用することは制限をしている状況です。残りの3市を見ると、同じなので、このままでいいのか、どうでしょう、このままで。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>共通して言えるのは目的外使用を、どうしても貸与品という性格上、これを書いておかざるをえないので、現在の規定で目的外使用を禁止しておりますので文言的にはこのまま現在の申し合わせ事項の文言でも構わないと思います。</p>
野口委員長	<p>どうしますか、この文言でいくかちょっと変えるか。</p>
安井委員	<p>全部のところが使用してはならないと書いてあるんだけど、羽島の方だけは使用することというのを、ちょっと私聞きそびれてました。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>現在の私どもの申し合わせ事項においては、会議でのIT機器の使用における禁止事項ということで第3項立てさせていただいています、その第2項にいわゆる列記事項の一つということで、禁止事項の一つとして、当該会議の目的以外の用途に使用することと。</p>
野口委員長	<p>禁止事項の中に入ってることだね。ということで言葉が違う。禁止事項に入っているから問題はないよね、この文言で、申し合わせ事項的には、そういうことですよ。このまま、禁止事項の中に入ってるんで、このままでもいいかと思いますけども、どうですか。</p>

花村委員	<p>最初のときに目的でその他の議員活動も目的にしたからこの目的外の使用ということになっとるんだけど、議会、庁舎内だけじゃなくて、自宅へ持って帰るのも議員活動の内で、その目的の中にあるというふうで理解していいんですよね。</p>
野口委員長	<p>そうですね。3-2を新しく作るんだったら禁止事項に今の当該会議の目的以外の用途に使用することという、なんかあれやね。</p>
糟谷委員	<p>飛騨市の当該会議の目的外で端末機を使用してはならないという、これはいいと思いますよ。だから、当該会議の目的外の用途に使用することというちょっと厳しい、さっき言われたみたいに個人的なことがあるので、会議中、当該会議の目的外で端末機を使用してはならないという、これなら入れてもいいかなというふうに思います。</p>
野口委員長	<p>ちょっと3-3に行きます。禁止事項、この禁止事項にこれが入ってるということ、羽島市って、そういうことだよね、そんなんだったらもう飛騨市みたいにやっちゃった方が早いよね。とりあえず禁止事項、個人情報とかSNSとか、他のところは議長または会議の長の許可なく、許可あったらいいんだ。</p>
糟谷委員	<p>多分、市民との懇談会なんかだと、そういうので録画して、録音してもいいものだと思うので、多分こういうふうに議長の許可があるだけではだめという、そういうところじゃないですか。羽島市議会のを作ったときは、本当に議場の中だけで使うということだったのでそこまで、やってなかったんですけど、外も使っていいというふうになると飛騨市みたいに、羽島市議会は本庁の中だけの話だったのでこういうふうになっているんですけど、だから花村委員言われたみたいに、外でも使ってもいい、個人でやってということになると、このぐらいきちんとしていかないといけないようになってくるのかなというふうに思います。</p>
野口委員長	<p>1個ずついきます。羽島市の文言にはこの個人情報等を市議会及び市において公開されてない情報の開示というのはいないんですけど、付け加えますか。</p>

花村委員	<p>公開されていない情報は、議員にも公開されていないと思ったけど、今議会でも公平委員の履歴とか見れるので、それがありますね。</p>
野口委員長	<p>そうですね一応ホームページ上は載ってないけど、一応議員は見れちゃって、そういうことがあるということですね。付け加えましょうかこれは、3つ示されておりますけれども、内容は一緒ですね。情報の開示とするか外部への発信とするかという。ちょっと禁止事項だけ決めちゃいましょうか。どうしましょう。内容は一緒なんで、飛騨市すっきりしてると思うので飛騨市にしましょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>個人情報飛騨市で行きます。あと会議中の音声、これは羽島市もありますね。これはこのままでいいんじゃないか、羽島市のでいきましょう。</p> <p>次、会議中のメール、羽島市の場合は外部と通信することと書いてあるので、全部含まれてますよね、どうします、詳細に書くか、外部と通信することを禁止事項にするのか。会議中にとということにしないとあかんということでしょう、だから美濃加茂は全部入っている、飛騨市はわかれているんですよね。美濃加茂もをまとめて会議中に電子メールの送信、SNS、掲示板への投稿と書いてある。美濃加茂どうでしょう。電子メール、SNSの関係は、いいですか、美濃加茂で。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>次、審議及び審査中の情報の外部への発信、羽島市の場合は、審議、審査の内容、録画、録音及び撮影すること、飛騨市議長の許可があればOKということなので、これを議長の許可制にするかどうかという話ですよ。禁止するか議長の許可制にするか。</p>
糟谷委員	<p>関、美濃加茂の、議長又は会議の長の許可なく会議を撮影し、録音し又は録画すること、議長ばかりじゃなくて何かの会議もあるじゃないですか。懇談会とかとなると広報広聴委員長やね。もし視察に行ったらとしますよね、その視察の様子も撮ったりして、それは議長見えないところもあるじゃないですか、各委員会、常任委員会で、そういう</p>

野口委員長	<p>ときでも撮影したいとなるとその長に許可っていうふうに、必要だと思いますがいかがですか。</p> <p>許可制でいく、文言的には関市か美濃加茂市かと、写真、映像等の撮影、録音等、美濃加茂市が。関市の場合は、撮影しと書いてある、撮影しの中に写真入っているんでしょうけど、どちらにしましょう。どうですか皆さん、あんまり変わらんですけどね、関市でよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>関市でということ、戻りまして、3-1、3-2ですね、申し合わせ事項がありますので、使用制限、禁止事項ですね、3番の(2)になります。禁止事項の1項目として、当該会議の目的以外の用途に使用することと書いてあります。使用の制限というのを一つ作らないかんのか、使用の制限と使用の範囲というやつを、禁止事項でありますもんね。さっき決めた3-3をざっくり変えていかなきゃいけない。3-1、3-2の使用の制限、使用の範囲、会議以外のやつを新たに項目追加しなきゃいけない。</p>
糟谷委員	<p>1の方でその他の議員活動って入れたので、その他の議員活動の禁止事項、使用範囲をここに書いてあるんでしょ、3-1はこれそのままOKって言ったんじゃないんですかさっき。</p>
野口委員長	<p>このままいくんでしたっけ。</p>
糟谷委員	<p>禁止事項の書き方が違うので、他市町との書き方が、それで比較したくて。</p>
野口委員長	<p>このままでいいですか、3-1は。</p>
糟谷委員	<p>禁止事項はあるけど使用の制限というのとはなかったの</p> <p>で。</p>
野口委員長	<p>3の(2)でありますからね。羽島市の申し合わせ事項の3の(2)を削って使用の制限を新たに作るのか、その次に使用の範囲、会議以外っていうのも飛騨市さんのように追加するか、それで3-3の禁止事項を今決めましたので、その事項を埋め込むという、それでいいんじゃない</p>

	ですか。
柴田委員	前回聞いていたときだと、W i - F i モデルって言ってませんでしたか。これだと、例えば、飛騨市さんなんかだと行政視察等における資料閲覧とかってあるんですけど、これセルラーモデルじゃないと対応できなくないですか。できなくはないけど、
野口委員長	申し訳ないけど、多分セルラータイプじゃなくてW i - F i のみ対応のタブレットを買ったとしても、別に使えるから、外で。
柴田委員	W i - F i があれば。
野口委員長	W i - F i とは別にスマホで連携してテザリングできるし。
柴田委員	ただその辺のセキュリティの問題があるじゃないですか。
野口委員長	会議以外の使用範囲は決めなあかん。
柴田委員	もちろんそう。
野口委員長	セルラータイプとW i - F i タイプはあるよ。
柴田委員	それはもちろん。
野口委員長	ちょっとわからなかったけど。
柴田委員	予算要望する際に結構変わるんじゃないですか。
野口委員長	まだ予算要望の話はまだだから、ちょっとルールだけ先に。
議会総務課課長 補佐	こちらでの申し合わせ事項をお配りするの忘れておりましたので、比較の際にちょっと見にくかったというのは申し訳ありません。現在の構造では私どもの申し合わせ事項も飛騨市の端末基準もそうなんですけど、まず会議中での使用に関して禁止事項ということで立てておりますので、今の議論のことからしますと、とりあえず会議での禁止事項

野口委員長	<p>はこのままということで、先ほどの話をお借りしますと、例えば3-2のところでは会議以外でどういう目的で使うかというところで新たに差し込んでいただいて。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>じゃあもうこのままにしておいて、使用の範囲の会議以外のやつを決めればいいね。</p>
野口委員長	<p>というところですね。あともう一つは3-3の禁止事項の関係については、私どもは第3号、第4号で会議中ということで置いておきますので、そのところを会議の内外に共通する形で別立てにして3つ目に持ってくるというようなやり方もあるのではないかと、3-3の禁止事項で飛騨市のものを見ていただきますと、2ページ目、7番目の項目で禁止事項という形で項目が立ててあります。こちらは独立した項目になりますので、会議の内外関係なく禁止している事項というところで立てられていますので、今の整理をすると、羽島市議会、私どもの申し合わせ事項での会議での3項目目、禁止事項のところの(4)、これは今のところ会議での禁止事項になりますので、この(4)を改めて独立させて、禁止事項ということで作っておけば、作るというか移動させるような形で独立した項目で禁止事項に立てれば両者に共通する話になるかと思えます。</p>
野口委員長	<p>とりあえずもうこのA3の紙でいくと、3-1の使用制限については、この羽島市の申し合わせ事項のままいくと、それで3-2の使用範囲、会議以外は別に設置すればいいんでしょ、飛騨市みたいに、そうですね。会議以外の端末機の使用範囲というやつをとりあえず追加すればいいよね。多分飛騨市のタブレット端末使用基準のように文言がなると思うので、とりあえず今決めた3-1、3-2、3-3、ちょっと事務局さんの方で入れてみてください。そうしないと、あの全体像つかめないの。</p> <p>次行きます。とりあえず3-2に関しては飛騨市のような感じでよろしいですか、とりあえずは、今日で決定じゃないの。</p> <p>3-3もう1個ある。議会事務局との協議を行わないまま搭載するアプリケーションの変更、追加。自分で勝手に入れちゃいけないってこと、そんなことないよね。その他議長が定めたことというのはわかりますよ、その他議長を定めたことは入れましょう。アプリケーションは別にいいんじゃないの、だめなのこれ。飛騨市意外に厳しいね。多</p>

分ですけど、ちょっと驚いたのが、その他の議員活動でいろんなものに使えるので、アプリケーション、私は別に追加してもいいと思うんですけど皆さんどうですか。定める必要ないと思うんですけど。Facebook入れたいんですけどというときにわざわざ事務局と相談しなあかんのこれ、例えばLINEとか、そういったアプリケーションを入れるためには、事務局と協議をしなければいけないということだからわざわざいらないね、そんなことは。一番厳しいのは、次は美濃加茂ですか、改造及び、そんなことするので。拡張機器の追加並びに動作環境の変更、会議用システム及びOSの削除、性能・機能等の変更、アプリケーションとか機能が変わることがあって、アップデートしなければいけないんですね、いろんなアプリ、皆さんのスマホもそうだと思うんですけど、美濃加茂市議会さんのやつだと機能等の変更になっちゃうよね、アップデートだと。どうですか、これも関市さんでいいかなと、皆さんどうでしょう、皆さんのご意見を、私が個人的なこと言ってもだめなんで、関市でいいですよ。

議会総務課課長  
補佐

美濃加茂市はちょうど遵守事項4番目、多分遵守事項との裏返しで、おそらく市の方でアップデートなり、バージョンアップ、その辺は集中管理するので個人でやらないでくださいという、多分その表裏でここまで書いてあるのではないかと思います。あとは多分その他議長が定めたこと、それは条例等でもよくある文言になります。以上です。

野口委員長

関市でいいね、関市にしましょう。その他議長が定めることにします。

次、3-4禁止事項への対処、禁止事項を破ったらということですね、羽島市のままでいいんじゃないのか。議長及び委員会等の長は前項の規定に反する行為をした者、またはしようとする者に対しては注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、IT機器の使用の停止を命ずるものとする。違反行為により録画録音及び撮影されたデータ等は議長または委員会等の長の立会いのもと、速やかに削除、破棄しなければならない。いいんじゃないですかね。羽島市ので行きます。

あと、個人の端末、今羽島市が個人の端末でやっている、飛騨市さんで個人のタブレット端末機も会議に使用できる、議員個人の端末でも会議中は議員に貸与する端末機同

	<p>様、一緒やね。個人が所有する電子機器を会議で使用する 場合、議長に許可を得る。これ一緒ですね、羽島市と。</p>
糟谷委員	<p>今羽島市は、個人の端末のことしか書いてなかったの で、今回議会として入れるなら、個人の端末のことも書かない といけないんじゃないですか。</p>
野口委員長	<p>それではどうしましょう。個人が所有する電子機器を会 議で使用する場合、議長に、これ関市のでいいんじゃない の。</p>
糟谷委員	<p>個人のタブレット端末でもこの市の提供のタブレットと 同じような基準で使用する、会議中は。</p>
安井委員	<p>飛騨市だと許可はいらぬという感じに受け止めていい んですか。羽島市は議長にですか、事務局に許可を得てる のかな。</p>
野口委員長	<p>議長。</p>
安井委員	<p>その許可がいるかいらぬかで、飛騨市の方がわかりや すいかなと。</p>
野口委員	<p>飛騨市のこの上の部分の文言と、関市のこの文言組み合 わせればいいんじゃない。飛騨市の議員はというのと関市 の個人が所有する電子機器を使用する場合は議長に許可を 受けなければならない。2つ付け合わせればいいんじゃない。</p>
糟谷委員	<p>個人のタブレット端末機も会議に使用できるんでしょ、 そこに議長の許可がいるというふうに出るということでは ないか。</p>
野口委員長	<p>そうです。</p>
糟谷委員	<p>わかりました。</p>
野口委員長	<p>個人のやつも使えますよ、でも個人のやつを使う場合は 議長の許可が要りますよということでは。 というのと、あとは費用の負担、これは美濃加茂市議会 さんは通信費用として月1500円を議員ひとりひとりが</p>

議会総務課課長 補佐	<p>月1500円お支払いをしているということですよ、でもさっき柴田委員お話されましたけど、月1500円ぐらい負担するんだったらセルラータイプでいいというふうな話もあるし、どうしたらいいでしょう。</p> <p>美濃加茂市は確かセルラータイプのタブレット端末を整備したという、前回視察に行ったときの説明の中で私聞いた記憶がありますので、多分それを前提に立てられていると思いますので、これから私どもも仮にセルラータイプで、導入するという事に決まってきたときに、新たに項目に追加するかどうかというところで、金額も含めて検討と言いますか、お考えいただくということで今はよろしいかと思えます。</p>
野口委員長	<p>ちなみになんですけど、今後協議していく上でセルラータイプになりましたと、間違いなくWi-Fiモデルよりも、ランニングコスト等もかかってくるんで、費用の負担を考えていかなきゃならないと思うんですけど、この1500円は美濃加茂市さんどうやって払ってるんですか、天引き、とりあえず、もし今後の協議でセルラータイプとか、そういったものを導入した方がいいというふうになったときに、費用の負担も協議の内容に入れておくということでよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>最後セキュリティ対策です。美濃加茂市さんは市の情報及び会議用システムの保全措置に関して積極的に協力し、誠実に対処する。要らないよね、なしで。</p> <p>ということでざっくりですが、事務局さん大変でしょうけどまとめていただいて、次の委員会までにおまとめいただければと思います。よろしく願いをいたします。</p> <p>次に9月定例会で今お試しでタブレットを導入しておりますけれども、現時点でどのような印象をお持ちかをお聞きしたいと思っております。今回本格導入に向けてお試し期間を設けているところでございまして、予算要求も始まっております。また、決算審査を含め、最も使用機会が多い中で実際に扱ってどうなのか、率直な意見をお聞きしたいなと思っております。今ホームページ上でも議案が載っているので、家でもあれなんですけど、やはりパソコンとか持ってない方いらっしゃったりとかすると、タブレットがある</p>

と、どういう運用方法になってくるかわかりませんが、議場でも紙ベースが癖になっていらっしゃる方はちょっとあれかもしれませんが、私なんかは本当に助かっています、本当に。議場でもペラペラすることありますけど、どちらかというところでも確認できるというのが一番いいですね。私はそう思っています。何か皆さんご意見があれば。将来的には本当に紙はなくなってタブレット1本でということになっていくので、その思いだけは共有をさせていただきたいなと思っております。多分まだ紙があるじゃないですか、紙があるから紙使っちゃうんですよ、どうしてもまだ優先順位というのが正直なところ紙なんですよ、でも、いっぺんに紙を廃止して、タブレットになったらもう無理やりでもタブレットにしなきゃいけないので、今は仕方がないのかなと思ったりもするんですけど、これが率直な気持ちなんじゃないかなと思います、皆さんの。方向性は議会改革特別委員会としては決まっていますので、その思いは共有させていただきたいと思っております。市への予算要望につきましては、昨年、昨年もっていうことは前回のメンバーということか、今年も同様に行ってはどう考えております。議会改革特別委員会からは、タブレット端末について要望していきたいと考えておりますが、他に何かございますか。タブレット端末を要望していくことはもう決まっているんですけども、他に何か。予算要望に関しては、議会改革からはタブレット。

糟谷委員

あと勉強会をしたいということで、そのアドバイザーに来ていただくときの費用、そういうものというのも、あればありがたいなというふうに思います。

野口委員長

なるほど、他にございますか。とりあえず勉強会に関する費用ですね、これ付け加えても全然問題ない、要望ですよ。他によろしいですか、タブレットの関係と講師の関係を予算要望していくということによろしいですか。

(異議なし)

野口委員長

要望にあたりましては、全員協議会説明の後、議長から提出願うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

野口委員長	<p>そのように進めさせていただきます。</p> <p>次回、第34回目について開催日程を調整したいと思います。意見交換会が11月に控えておりますが、10月中のどこかで開催したいと考えておりますが、皆さんご予定、スケジュールはどうでしょうか。予算要望は出しちゃいますもんね、全員協議会で報告してOKもらったらもう出しちゃうのか、タイミング的には。</p>
議会総務課長	<p>最終日の全協で。</p>
野口委員長	<p>そうですね、28日の全協ってことですね。</p> <p>要望出した後やね、どうしよう。事務局さんじゃ事務局さん、どのタイミングがいいですか。</p> <p>10月19日水曜日10時から開催したいと思います。よろしく願いをいたします。場所は1週間前に案内が流れますので、その時にご確認いただいて、よろしく願いいたします。</p> <p>これにて本日の議会改革特別委員会を終了します。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会=午前11時24分】</p>